



9月1日から10日は「屋外広告物適正化旬間」
9月10日は「屋外広告の日です」です。

あなたの看板は大丈夫ですか？

屋外広告物の掲出に届出が必要です

東大阪市屋外広告物条例により、自家用広告物の合計面積が7㎡を超える場合、屋外広告物の許可が必要になります！

屋外広告物には管理義務があります

屋外広告物の 設置者、表示者、管理者には管理義務があります。
(東大阪市屋外広告物条例第21条)

定期的に点検を行いましょう

看板等の屋外広告物は屋外に設置しているため、雨や気温等による経年劣化が
おこりやすいため定期的な点検が必要になります。

お 問 い 合 わ せ

■ 屋外広告物の申請手続きについて

東大阪市土木部みどり景観課 TEL06 - 4309 - 3227

■ 屋外広告業者について

大阪屋外広告美術協同組合 TEL06 - 6776 - 8108

屋外広告物のチェックポイント!!

看板内部から錆びダレ等が流れ出ている場合は危険信号です。早めに専門家にお問い合わせください!



Q 屋外広告物はどれくらいの頻度で点検を行えばいいの?

材質によっても異なりますが、屋外広告物の耐久年数は金属製で10年から20年、その他のもので約10年とされています。

3年に一度は少なからず点検が必要になります。その他に地震の際や台風の後にも緊急点検をすることが望ましいです。

そのため、東大阪市では高さが4mを超えるものには2年に一度、継続時に点検をお願いしています。

Q 点検はどうやって行えばいいの?

日常の点検は管理者が目視で異常がないか確認する程度でも大丈夫です。

定期点検では知識を有する人(屋外広告士や建築士等)が行い、内部や支柱まで安全確認することを推奨しています。